

令和6年
4月より

医療機関等の管理者のみなさま・災害支援ナースを目指すみなさま

災害支援ナースは

法令等に基づく仕組みになりました。

災害支援ナースとは

災害支援ナースとは、被災地等^{*1}に派遣され、地域住民の健康維持・確保に必要な看護を提供するとともに、看護職員の心身の負担を軽減し支えること（以下、「看護支援活動」という。）を行う看護職員

- 厚生労働省医政局が実施する災害支援ナース養成研修を修了した者を災害支援ナースとして登録
- 医療機関に所属している災害支援ナースは改正医療法上の「災害・感染症医療業務従事者」に位置付け
- 都道府県と、災害支援ナースの所属施設^{*2}との災害支援ナースの派遣に関する協定締結により災害等発生時^{*3}に派遣

* 1：大規模自然災害が発生した地域や新興感染症がまん延した地域

* 2：病院、診療所、訪問看護事業所、助産所等

* 3：大規模自然災害の発生時や新興感染症の発生・まん延時

POINT

災害支援ナースになるには

「災害支援ナース養成研修」を修了する必要があります。

災害支援ナース養成研修は厚生労働省医政局から委託を受けた日本看護協会が企画し、都道府県看護協会とともに実施します

大規模自然災害、新興感染症の発生・まん延時の 災害支援ナースの派遣体制の概要

災害支援ナース養成研修

総論（講義）



災害各論（講義）

感染症各論（講義）



講義

+災害（演習）

+感染症（演習）

一部受講免除あり

全てのプログラムを受講

養成研修修了（修了者リスト化）

都道府県が
地域の実情に応じて体制を構築

都道府県が登録や派遣調整に関する実務を
都道府県看護協会に委託可能

災害支援ナース

病院又は診療所に
勤務する看護職

災害・感染症
医療業務従事者

病院又は診療所以外に
勤務する看護職

潜在看護職

*4

発災

感染症
発生・まん延

派遣

* 4：病院又は診療所以外に勤務する看護職や潜在看護職も都道府県の調整により派遣することが可能